

1 家畜伝染病等発生状況

我が国では、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）において、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等、家畜防疫上特に重要な伝染病28種を「家畜伝染病（以下「法定伝染病」という。）」、法定伝染病に準ずる重要な伝染病71種を「届出伝染病」として指定し（2024年度時点）、発生状況を把握しています。

法定伝染病については、2024年度は、秋から翌春にかけて高病原性鳥インフルエンザが5シーズン連続で発生しました。2018年9月に我が国で26年ぶりに発生した豚熱については、毎年の発生件数は減少傾向にあるものの、散発的な発生を認める状況が続いています。アジア地域で発生が継続している口蹄疫やアフリカ豚熱については、我が国は清浄性を維持しています。また、牛の結核、ブルセラ症については、清浄化達成

以降もサーベイランスによる監視を継続していますが、発生はありません。ヨーネ病については継続的な発生を認めています。届出伝染病については、2024年11月に我が国初となるランピースキン病の発生を確認しました（→特集1参照）。その他、牛伝染性リンパ腫の発生戸数は高い水準で推移しています。

また、動物衛生に関する国際機関である国際獣疫事務局（WOAH）は、特定の疾病について、加盟国からの申請に応じてステータス認定を行っており、我が国は現在、口蹄疫、牛海綿状脳症（BSE）、アフリカ馬疫のステータスについて図表1-1のとおり公式認定を受けています。

主な法定伝染病及び届出伝染病の年次毎の発生状況の推移は図表1-2及び図表1-3のとおりです。

図表1-1 WOAHによる特定疾病のステータスの公式認定状況

口蹄疫	ワクチン非接種清浄国(2011年)
BSE	無視できるリスク国(2013年)
アフリカ馬疫	清浄国(2014年)

図表1-2 主な法定伝染病の発生状況（年）

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
口蹄疫	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	戸数	2	5	0	0	0	1	0	1	2	2
	頭数	3	17	0	0	0	2	0	1	4	5
ブルセラ症(牛)	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核(牛)	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	戸数	327	315	374	321	380	399	446	519	471	525
	頭数	691	624	817	831	1066	809	957	1147	1060	1198
牛海綿状脳症	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	戸数	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	頭数	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
馬伝染性貧血	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱 ^注	戸数	0	0	0	5	45	10	15	8	4	5
	頭数	0	0	0	8	102	23	43	28	11	20
アフリカ豚熱	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ ^注	戸数	2	5	5	1	0	33	25	66	38	23
	頭数	13	27	33	8	0	113	152	255	94	61
低病原性鳥インフルエンザ	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病	戸数	59	42	30	42	33	39	33	26	16	9
	頭数	130	89	74	135	104	127	110	106	56	16

（注）頭数は確定診断された数であり、患畜と同じ農場で飼養されていたことなどにより殺処分された頭数は含まない。牛疫、牛肺疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、家きんコレラ、家きんサルモネラ症、豚水疱病の期間中の発生はなかった。

図表1-3 主な届出伝染病の発生状況

		2015	2016	2017
ブルータング(牛)	戸数	0	0	1
	頭数	0	0	2
アカバネ病(牛)	戸数	3	2	0
	頭数	3	2	0
悪性カタル熱	戸数	1	0	0
	頭数	1	0	0
ランピースキン病	戸数	0	0	0
	頭数	0	0	0
牛ウイルス性下痢	戸数	158	222	221
	頭数	310	406	380
牛伝染性鼻気管炎	戸数	14	15	13
	頭数	129	648	54
牛伝染性リンパ腫	戸数	2023	1998	2227
	頭数	2869	3125	3453
牛流行熱	戸数	11	0	0
	頭数	22	0	0
牛カンピロバクター症	戸数	1	1	3
	頭数	1	1	3
トリパノソーマ症(牛)	戸数	0	0	0
	頭数	0	0	0
馬インフルエンザ	戸数	0	0	0
	頭数	0	0	0
馬鼻肺炎	戸数	25	26	18
	頭数	42	59	34
オーエスキー病	戸数	1	0	1
	頭数	5	0	4
伝染性胃腸炎	戸数	0	1	0
	頭数	0	63	0
豚繁殖・呼吸障害症候群	戸数	34	29	23
	頭数	131	82	58
豚流行性下痢	戸数	217	87	66
	頭数	1088	420	251
鶏伝染性気管支炎	戸数	12	21	25
	頭数	4717	3029	545
鶏伝染性喉頭気管炎	戸数	5	1	10
	頭数	21	5	13
鳥マイコプラズマ症	戸数	6	16	2
	頭数	23	58	8
ノゼマ症	戸数	0	5	2
	頭数	0	8	2

							(年)
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
0	1	0	0	0	0	1	
0	1	0	0	0	0	1	
0	0	1	0	1	6	0	
0	0	1	0	1	14	0	
1	0	1	0	0	1	0	
1	0	1	0	0	1	0	
0	0	0	0	0	0	22	
0	0	0	0	0	0	50	
230	207	148	109	76	70	75	
382	359	265	235	119	172	124	
4	9	5	12	4	7	3	
7	44	11	36	12	23	12	
2323	1944	2075	2179	2182	2317	2205	
3859	4113	4197	4375	4334	4493	4420	
0	4	0	0	0	0	2	
0	7	0	0	0	0	3	
1	1	0	0	0	0	0	
1	1	0	0	0	0	0	
1	1	0	0	0	1	0	
1	1	0	0	0	1	0	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
24	17	19	13	18	9	17	
31	21	37	18	25	10	26	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
0	1	0	2	0	0	1	
0	4	0	8	0	0	5	
27	25	19	18	28	9	14	
80	58	34	72	72	50	53	
33	137	35	34	6	24	3	
173	764	242	202	32	127	8	
27	15	25	28	19	24	23	
153	127	705	1417	96	136	138	
2	1	7	8	16	9	0	
8	20	16	27	74	43	0	
6	7	7	1	5	5	3	
13	25	28	2	15	13	13	
2	3	0	1	1	1	2	
4	4	0	1	8	1	17	

2 疾病毎のサーベイランス実施状況

2-1 ブルセラ症（牛）

ブルセラ症とは

ブルセラ症は、ブルセラ属菌（*Brucella abortus*、*B. melitensis*、*B. suis*）を原因とする牛、山羊、めん羊、豚、水牛、シカ及びイノシシの法定伝染病です。また、本菌はヒトにも感染することから、人獣共通感染症でもあります。妊娠した動物では胎盤炎による流産や死産が特徴で、乳腺炎や関節炎を起こすこともあります。雄では精巣炎や精巣上体炎が起こります。

国内では、2018年～2020年度に実施された全国サーベイランスにより飼養牛での清浄性が確認されました。

サーベイランスの目的と方法

国内の牛群における清浄性が確認されたことから、現在は、輸入牛、種畜検査対象牛及び流死産した牛を対象とした清浄性維持サーベイランスが実施されています。ス

クリーニング検査で陽性となった場合は、本検査を実施して判定を行います。

(1) 輸入牛検査

輸入から1年以上を経過した牛（種付け又は搾乳の用に供するものに限る）が対象。

(2) 種畜検査対象牛検査

種付け又は精液の採取に用いられる家畜の検査（家畜改良増殖法に基づく種畜検査）の対象牛（前年までにサーベイランス検査対象となった牛を除く）。

(3) 流死産サーベイランス

流産または死産した母牛が対象。可能な場合には、流死産した胎子も検査。

サーベイランス実施状況

2024年度の牛のブルセラ症サーベイランスは、輸入牛0頭、種畜検査対象牛81頭、流死産した母牛のべ128頭が検査され、結果は全て陰性でした。

図表2-1-1 牛のブルセラ症発生頭数の推移

	2022 年	2023 年	2024 年
（戸）	0	0	0
（頭）	0	0	0

図表2-1-2 2024年度牛のブルセラ症サーベイランス結果

検査対象牛	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
輸入牛	0	0	0
種畜検査対象牛	81	81	0
流死産した母牛 ^{（注）}	128	128	0

（注）輸入牛検査及び種畜検査対象牛検査では実頭数を記載しているが、流死産サーベイランスでは、年度内に複数回流産や死産をする個体がある場合があるため、のべ頭数を記載している。

2-2 結核（牛）

結核とは

結核は、主にウシ型結核菌（*Mycobacterium bovis*）を原因とする慢性呼吸器感染症で牛、山羊、水牛及びシカの法定伝染病です。ウシ型結核菌は宿主域が広く、ヒトにも感染する人獣共通感染症でもあります。潜伏期間は数か月から数年に及び、感染動物は病態が進行するまでは特段の臨床症状を示さないことが一般的ですが、進行例では発咳、呼吸困難などの呼吸器症状を示し、全身状態が悪化して死に至ります。

国内では、2018年～2020年度に実施された全国サーベイランスにより飼養牛での清浄性が確認されました。

サーベイランスの目的と方法

国内の牛群における清浄性が確認されたことから、現在は、輸入牛を対象とした清浄性維持サーベイランスが実施されています。スクリーニング検査で陽性となった場合は本検査を実施して、判定を行います。

輸入牛検査は、輸入から1年以上を経過した牛（種付け又は搾乳の用に供するものに限る）が対象です。

サーベイランス実施状況

2024年度の牛の結核サーベイランスは、検査対象となった牛が認められなかったため、実施されませんでした。

図表2-2-1 牛の結核発生頭数の推移

	2022 年	2023 年	2024 年
（戸）	0	0	0
（頭）	0	0	0

図表2-2-2 2024年度牛の結核サーベイランス結果

検査対象牛	検査頭数	陰性頭数 ^{（注）}	陽性頭数
輸入牛	0	0	0

（注）陰性頭数には、スクリーニング検査で陽性となった後に本検査及び確定検査で陰性となったものを含む。

2-3 ヨーネ病（牛）

ヨーネ病とは

ヨーネ病は、牛やめん山羊などの反すう動物が *Myobacterium avium* subsp. *paratuberculosis* に感染して起こる、慢性の頑固な下痢や消瘦、泌乳量低下を主な症状とする法定伝染病です。潜伏期間が長く、発症までの数か月から数年間は、明確な症状を示さず持続感染します。感染牛の糞便中に排せつされたヨーネ菌を通じて感染が拡大します。ワクチン及び治療法はありません。

我が国では、牛のヨーネ病防疫対策要領に従いまん延防止を図っています。

サーベイランスの目的と方法

ヨーネ病は長い潜伏期間を特徴とする伝染病であり、定期的な検査による感染牛の

摘発と淘汰が対策の中心となっています。感染牛の摘発のため、飼養期間の長い繁殖用の牛を対象とした定期検査と、感染が確認された農場における清浄性確認検査及び農場間を移動する牛の移動前検査が実施されています。

(1) 定期検査

少なくとも5年に1回、肉用及び乳用の繁殖に供する牛（搾乳牛、繁殖雌牛）を対象とした定期検査を実施。

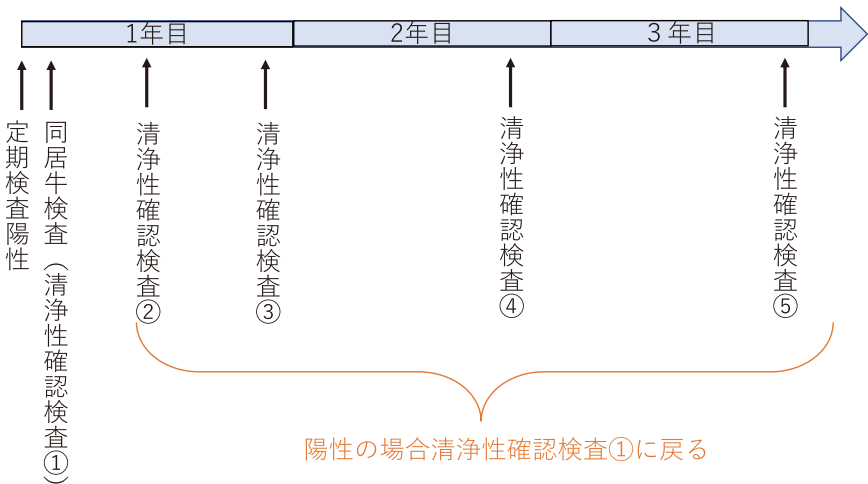
(2) 発生農場における清浄性確認検査

感染牛が確認された農場について、最初の年は少なくとも年に3回、その後2年間にわたり年1回（3年間で少なくとも5回）の検査を実施。

(3) 発生農場からの牛の移動前検査

発生農場から牛を出荷する場合に、出荷前に検査を実施。

図表2-3-1 ヨーネ病定期検査と清浄性確認検査のタイムスケジュール



牛のヨーネ病対策要領は農林水産省ウェブサイトに掲載されています。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/johne/attach/pdf/johne-11.pdf>

サーベイランス実施状況

ヨーネ病サーベイランスは、血清材料を用いたエライザ検査、ヨーニン検査（皮内反応）、糞便のリアルタイム PCR、糞便培養等を組み合わせて実施しています。2024年度はのべ753,609頭についてヨーネ病の検査が実施されました。

図表2-3-4 消瘦したヨーネ病発症牛
右下：ヨーネ病発症牛（左）と健康牛（右）の腸管断面



写真提供：農研機構 動物衛生研究部門

図表2-3-2 牛のヨーネ病発生頭数の推移

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
（戸）	399	446	519	471	525
（頭）	809	957	1,147	1,060	1,198

図表2-3-3 2024年度牛のヨーネ病サーベイランス実施状況

検査の種類	検査のべ頭数 ^(注)
血清 ELISA	634,403
ヨーニン検査	1,498
糞便 PCR	23,049
糞便培養	94,658
計	753,609

（注）サーベイランスには、定期検査、発生農場における清浄性確認検査、移動前検査を含む。また、同一個体について複数の検査が実施されていることがある。



2-4 牛海綿状脳症（BSE）

BSE とは

牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）は、1986年に英国で初めて確認された牛のプリオン病であり、我が国では2001年9月に初めて感染が確認されました。牛がBSE にかかると、数年間の潜伏期間の後発病し、行動異常や運動失調を呈して、2週間から6か月の経過を経て死に至ります。BSE は、異常プリオンたんぱく質に汚染された飼料等を摂取することにより感染することから、こうした汚染の可能性のある飼料を反すう動物に給与しない等の飼料規制により、新たな感染を防ぐ対策が行われています。我が国 では、2009年1月以降新たな発生報告はなく、2013年5月にWOAH により「無視できるステータス」の国として認定されています（図表2-4-1）。

サーベイランスの目的と方法

農林水産省は、飼料規制等の有効性の確認及びBSE の清浄性の国際的な評価を維持

するために、農場等で死亡した牛の検査等を実施しています。検査対象となる牛については、2024年4月より月齢による区分が廃止され、以下の区分となりました。

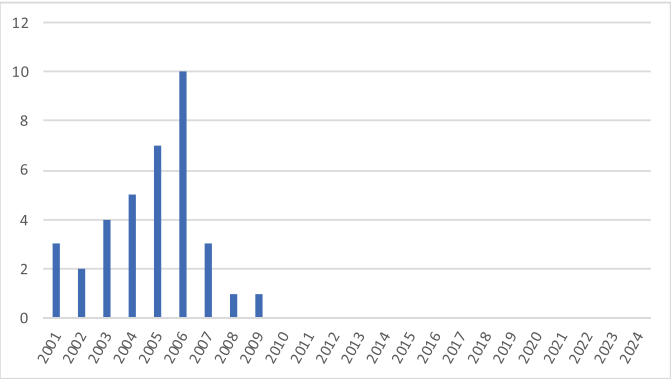
- (1) 死亡前に歩行困難・起立不能等となっていた牛（起立不能牛）
- (2) 奇声、旋回等の行動異常、運動失調等のBSE への関連性が疑われる症状を呈していた牛（BSE 関連症状牛）
- (3) 死亡前に、進行性の行動変化や原因不明の神経症状を呈していた牛（特定症状牛）

なお、と畜場では神経症状等を呈する牛を対象とした検査（BSEスクリーニング検査）が実施されており、その結果は厚生労働省がホームページ上で公表しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/screening.html

サーベイランス実施状況

2024年度は、死亡牛3,041頭が検査され、結果は全て陰性でした。

図表2-4-1 BSE 発生頭数の推移



2-5 伝達性海綿状脳症（スクレイピー）

伝達性海綿状脳症とは

めん羊・山羊のスクレイピーはBSE、鹿の慢性消耗病（CWD）と同じく異常プリオンたんぱく質を原因とするプリオン病で、これらは家畜の伝達性海綿状脳症として法定伝染病に指定されています。めん羊・山羊のスクレイピーは250年以上前から知られており、我が国でも散発的な発生が確認されています。異常プリオンたんぱく質に汚染された飼料等を介して伝搬する牛海綿状脳症と異なり、スクレイピーの伝搬経路は不明です。

サーベイランスの目的と方法

農場における感染めん羊及び山羊を摘発するため、18か月齢以上で死亡し、又は淘汰されためん山羊及び特定の臨床症状を示しためん山羊に対して伝達性海綿状脳症の検査を実施しています。

サーベイランス実施状況

2024年度はめん羊322頭、山羊417頭に対して検査が実施され、結果はめん羊2頭の陽性をのぞき、すべて陰性でした。



2-6 豚熱

豚熱とは

豚熱は、豚熱ウイルスを原因とする豚とイノシシの熱性伝染病で、伝染力が強く、治療がないため、法定伝染病に指定されています。感染動物との直接接触や鼻汁・排泄物等との間接接触により感染し、発熱・白血球減少・食欲不振・耳介等のチアノーゼ等を示して短期間で死亡する急性のものから、長期的な経過をたどるものまで多様な症状を示します。現在我が国で流行している株は、激しい症状を示しにくいとされています。

我が国では、2018年9月に国内の豚飼養農場において26年ぶりに発生が確認され、その後、野生イノシシでの感染も確認されました。現在は、野生イノシシにおける感染の拡大状況などを踏まえ、対象地域における飼養豚へのワクチン接種と、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布が行なわれています(→特集2参照) (図表2-6-2)。

サーベイランスの方法と実施状況

豚熱の感染の早期発見などを目的として、飼養豚及び野生イノシシのサーベイランスを実施しています。

【飼養豚】

(1) サーベイランスの方法

異常通報を受けて実施する検査のほか、ワクチン非接種農場を対象とした抗体検査や病性鑑定材料を使った抗原検査を実施しています。

①定期的な農場の立入検査

原則として年に1回、豚飼養農場に家畜保健衛生所が立入り、臨床状態を確認。チアノーゼや発熱等の異常を認めた場合は豚熱の検査を実施。

②抗体検査

ワクチン非接種農場で飼養されている豚を対象に、豚熱感染の有無を確認するための抗体検査を実施。

③病性鑑定材料を用いた抗原検査

飼養者等からの依頼で、家畜保健衛生所で豚の病性鑑定を行った場合に、併せて豚熱の検査も実施。

(2) サーベイランス実施状況

①定期的な農場の立入検査

2024年度は、1,942農場に対し立入検査を行い、異状が認められた農場はありませんでした。

②抗体検査

2024年度は、北海道のみが飼養豚へのワクチン接種推奨地域外であり、道内のワクチン非接種農場の豚が検査され、結果は全て豚熱陰性でした。

③病性鑑定材料を使った抗原検査

2024年度は212農場、542頭の病性鑑定材料について検査が実施され、結果は全て豚熱陰性でした。

【野生イノシシ】

(1) サーベイランスの方法

死亡した状態で見つかったイノシシと、捕獲されたイノシシについて、豚熱の検査を実施しています。

(2) サーベイランス実施状況

豚熱の感染地域の拡大に伴い、野生イノシシにおける検査頭数は増加しており、2024年度には、死亡イノシシ885頭、捕獲イノシシ32,737頭が検査され、それぞれ194頭(21.9%)と1,083頭(3.3%)がPCR陽性でした。感染イノシシが確認されている地域は、2023年度までは35都府県でしたが、2024年度は青森県、愛媛県、佐賀県、及び長崎県で新たに感染イノシシが確認され、合計39都府県となっています。

最新の野生イノシシにおける検査結果等は、農林水産省ウェブサイトに掲載されています。

豚熱 (CSF) について

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

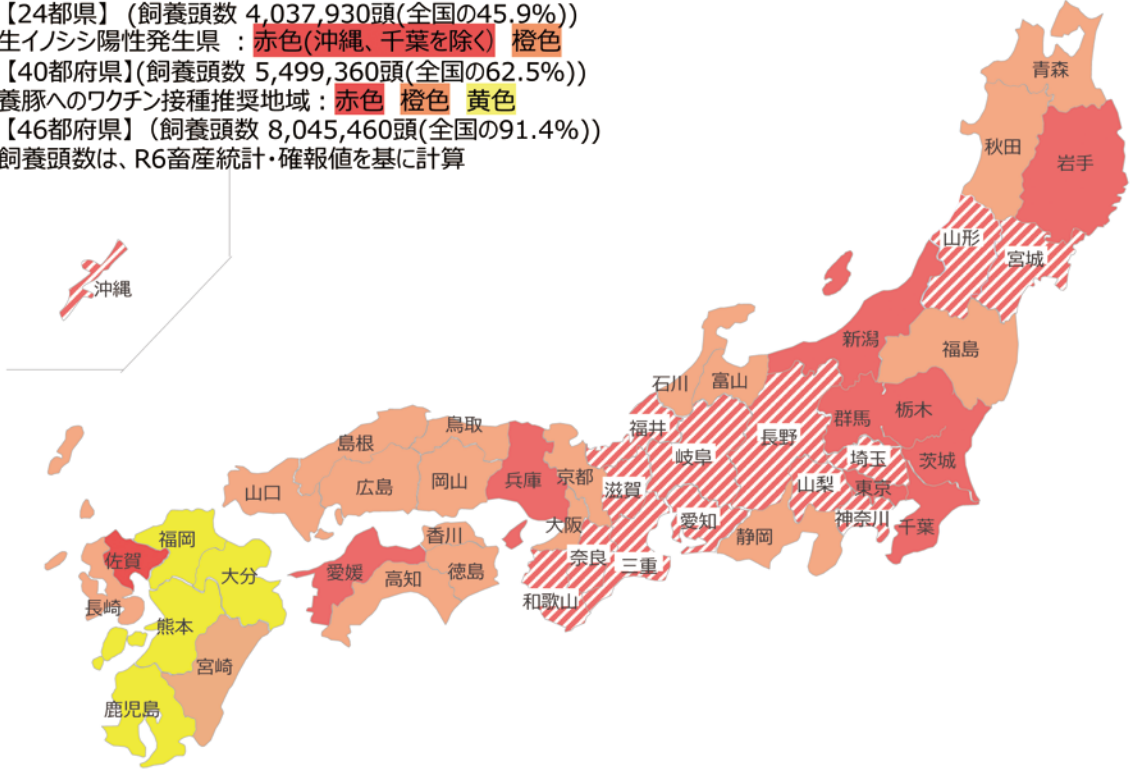


図表2-6-1 豚熱発生件数の推移

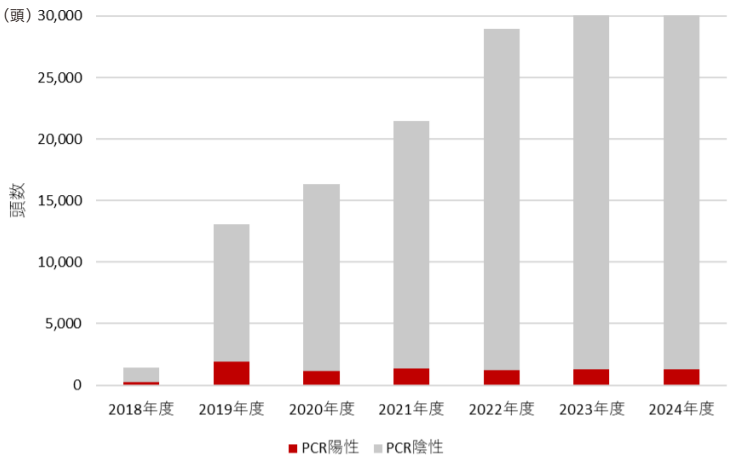
	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
(件)	6	45	10	15	9	4	5

図表2-6-2 2024年度末時点での飼養豚における豚熱発生県、野生イノシシにおける豚熱陽性県、飼養豚へのワクチン接種推奨地域

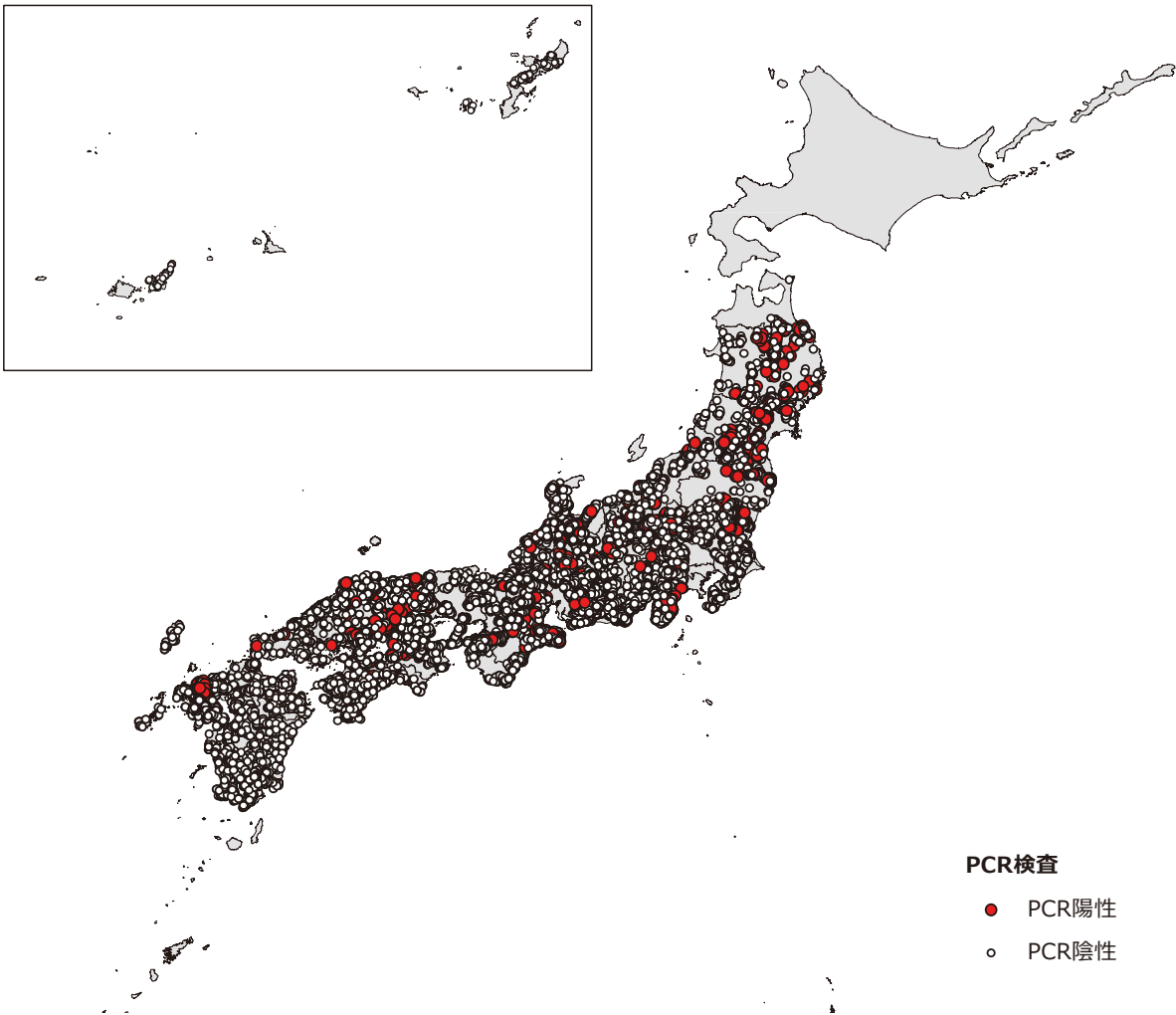
飼養豚陽性発生県：赤色 (ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。)
【24都県】(飼養頭数 4,037,930頭(全国の45.9%))
野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄、千葉を除く) 橙色
【40都府県】(飼養頭数 5,499,360頭(全国の62.5%))
飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色
【46都府県】(飼養頭数 8,045,460頭(全国の91.4%))
※飼養頭数は、R6畜産統計・確報値を基に計算



図表2-6-3 2024年度野生イノシシ豚熱サーベイランス（PCR 検査）実施状況



図表2-6-4 2024年度に豚熱検査を実施した野生イノシシの分布



2-7 アフリカ豚熱

アフリカ豚熱とは

アフリカ豚熱は、アフリカ豚熱ウイルスの感染により起こる、発熱や全身性の出血性病変を特徴とする豚、イノシシの伝染病です。致死率が高い伝染病であり、有効なワクチンや治療法がなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、法定伝染病に指定されています。

アフリカ豚熱はもともとアフリカ地域に限定して発生していましたが、2007年に欧州での発生が確認されてから感染地域が拡大しており、2018年8月に中国でアジア初の発生が報告されて以降、アジア地域での感染が継続しています。これまでのところ、我が国では発生がありませんが、海外からの侵入に警戒し、監視を強化しています。

サーベイランスの方法と実施状況

アフリカ豚熱の国内への侵入及び発生を予察するために、飼養豚及び野生イノシシのサーベイランスを実施しています。

【飼養豚】

(1) サーベイランスの方法

豚熱のサーベイランスと同様に、病性鑑定材料等を用いた抗原検査を実施しています。

① 定期的な農場の立入検査

原則として年に1回、豚飼養農場に家畜保健衛生所が立入検査を行い、チアノーゼや

発熱等の異常が認められた場合は豚熱の検査に加えて、アフリカ豚熱の検査も実施。

② 病性鑑定材料を用いた抗原検査

生産者等の依頼を受けて、家畜保健衛生所で豚の病性鑑定を行った場合に、豚熱の検査に加えて、アフリカ豚熱の検査も実施。

(2) サーベイランスの実施状況

① 定期的な農場の立入検査

2024年度は、1,949農場に対して立入り検査を行い、異状が認められた農場はありませんでした。

② 病性鑑定材料を用いた抗原検査

2024年度は193農場、157頭からの病性鑑定材料についてアフリカ豚熱の検査を実施し、結果は全て陰性でした。

【野生イノシシ】

(1) サーベイランスの方法

豚熱の検査のために集められた死亡イノシシと、捕獲されたイノシシの一部について、アフリカ豚熱の検査を実施しています。

(2) サーベイランスの実施状況

2024年度は、死亡イノシシ868頭、捕獲イノシシ29,034頭が検査され、結果は全て陰性でした。

2-8 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病で、家畜伝染病予防法では、病原性の種類と変異の可能性によって、致死率が高い強毒型のものを高病原性鳥インフルエンザ、H5及びH7亜型のウイルスで弱毒型のものを低病原性鳥インフルエンザ、それ以外のものを鳥インフルエンザとしています。

H5亜型高病原性鳥インフルエンザは世界中で流行しており、我が国でも晩秋から春先にかけて家きんにおける発生が多発しています。

一方、低病原性鳥インフルエンザは、伝搬力は強いもののほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、海外では高病原性に変異した事例も報告されています。

感染鳥に対する治療法はなく、発生が確認された場合殺処分等による迅速な防疫措置が講じられます。感染個体の早期発見と届出が感染拡大を阻止する上で重要です。

サーベイランスの方法

死亡率の上昇などの異常通報を受けて検

査を実施するパッシブサーベイランスに加え、鳥インフルエンザの浸潤状況を確認するため2種類のモニタリングを実施しています。

(1) 定点モニタリング

野鳥の飛来地周辺に所在する農場など感染リスクが比較的高い農場を選定し、毎月1回、継続的な検査（ウイルス分離検査及び血清抗体検査）を実施。

(2) 強化モニタリング

渡り鳥の飛来シーズンとなる10月から翌年5月までの間に、各都道府県における飼養戸数に応じた血清抗体検査を実施。

サーベイランス実施状況

2024年1月から12月の間に実施された定点モニタリング、強化モニタリングのいずれにおいても鳥インフルエンザ陽性個体は摘発されませんでした（図表2-8-2）。

なお、感染の早期発見のため、秋冬に飛来するガンカモ類の糞便や死亡野鳥の鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を環境省が実施しています。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

図表2-8-1 家きんにおける鳥インフルエンザ発生件数^(注)の推移

	2022 年	2023 年	2024 年	
高病原性 鳥インフルエンザ（件）	66	37	23	(注) 冬季から春季までをシーズンと考えた場合 の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生 件数は以下のとおり。 2022年～2023年シーズン：84件 2023年～2024年シーズン：11件 2024年～2025年シーズン：54件
低病原性 鳥インフルエンザ（件）	0	0	0	

図表2-8-2 2024年鳥インフルエンザモニタリング実施状況

		戸数	羽数
定点モニタリング	ウイルス分離	4,471	44,710
	抗体検査	4,471	44,710
強化モニタリング	抗体検査	1,226	12,255

2-9 牛のアルボウイルス感染症

牛のアルボウイルス感染症とは

アルボウイルス感染症は、蚊やダニ、ヌカカ等の吸血昆虫によってヒトや家畜等に伝播するウイルス性疾患の総称で、その主なものにアカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病、イバラキ病、牛流行熱及びブルータングがあります。牛のアルボウイルス感染症の多くは、ヌカカという体長2ミリ程度の微小な吸血昆虫によって媒介されます。アカバネ病、アイノウイルス感染症及びチュウザン病は、妊娠中の牛がウイルスに感染することによって、流産、早産、死産や先天異常子の出産といった、いわゆる異常産を引き起こします。また、ア

カバネ病を引き起こすウイルスの一部では、子牛に感染して脳脊髄炎による麻痺などの神経症状を起こすものがあり、生後感染型と呼ばれています。イバラキ病と牛流行熱は、感染すると発熱を伴う様々な症状を示します。特に、イバラキ病では嚥下障害が、牛流行熱では起立不能や泌乳量の減少が特徴です。ブルータングは、舌や口唇、鼻腔、口腔粘膜に潰瘍やびらんを引き起こします。牛では症状を示さない不顕性感染が多く、めん羊で発症しやすい疾病です。これらのアルボウイルス感染症は、吸血昆虫の活動が活発な夏から秋にかけて感染が起こりやすいということが特徴です。

図表2-9-1 牛のアルボウイルス感染症発生頭数の推移

		2022 年	2023 年	2024 年
アカバネ病（胎子感染）	（戸）	1	3	0
	（頭）	1	4	0
アカバネ病（生後感染）	（戸）	0	3	0
	（頭）	0	10	0
アイノウイルス感染症	（戸）	0	0	0
	（頭）	0	0	0
チュウザン病	（戸）	0	0	1
	（頭）	0	0	1
イバラキ病	（戸）	0	0	0
	（頭）	0	0	0
牛流行熱	（戸）	0	0	2
	（頭）	0	0	3
ブルータング（牛）	（戸）	0	0	1
	（頭）	0	0	1
ブルータング（めん羊）	（戸）	0	0	5
	（頭）	0	0	12

サーベイランスの目的と方法

アルボウイルスは、毎シーズン、東アジア・東南アジア地域からウイルスを保有した媒介昆虫が気流に乗って国内に侵入していると考えられています。このため、サーベイランスでは、ウイルスの国内への侵入を早期に察知することにより、生産現場への注意喚起やワクチン接種、異常産の診断などの対策に役立てることを目的としています。サーベイランスは以下の2つの方法で実施されています。

(1) 血清サーベイランス

吸血昆虫の活動が活発になり感染が起りやすい夏から秋（6～11月）の期間に計4回の抗体調査を継続的に行い、抗体の陽転状況によって、ウイルスの侵入を把握。対象疾病は、アカバネ病、アイノウイルス感染症及びチュウザン病。これまでの疾病の侵入状況を踏まえ、アカバネ病については全国を対象に、アイノウイルス感染症とチュウザン病については西日本を対象にサーベイランスを実施。

(2) 遺伝子サーベイランス

アルボウイルスが侵入しやすい九州・沖縄地方において、血清サーベイランスよりも早くウイルスの侵入を検知することを目的に、遺伝子検査によるサーベイランスを実施。対象疾病は、アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病、イバラキ病及びブルータング（図表2-9-2）。対象県では、6～11月の 期間に計4回の遺伝子検査を継続的に行い、ウイルスの侵入を監視。

サーベイランス実施状況

(1) 血清サーベイランス

2024年度は800農場、2,445頭が検査されました。アカバネ病については、8月に高知県で、11月に岡山県で抗体陽転が確認されました（図表2-9-3）。チュウザン病については、8月に島根県、香川県及び高知県で、9月に愛媛県、熊本県及び沖縄県で、11月に福岡県で抗体陽転が確認されました（図表2-9-4）。これらの地域で確認されたチュウザン病の抗体陽転は、近縁のディアギュラウイルスの感染によるものと考えられます。また、アイノウイルス感染症については、9月に沖縄県で、11月に福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県で抗体陽転が確認されました（図表2-9-5）。

(2) 遺伝子サーベイランス

2024年度は55農場、135頭が検査されました。流行性出血病ウイルス（EHDV）の遺伝子が、8月に熊本県で、9月に大分県、宮崎県及び沖縄県で、11月に佐賀県と長崎県で検出されました（図表2-9-6）。EHDVの血清型は、九州では血清型6型、沖縄県では血清型6型と7型であることが確認されました。ブルータングウイルスについては、9月に大分県で、11月に熊本県と宮崎県で遺伝子が検出されました（図表2-9-7）。旧シンプ血清群とパリアム血清群のウイルスの遺伝子検査については、すべて陰性でした。

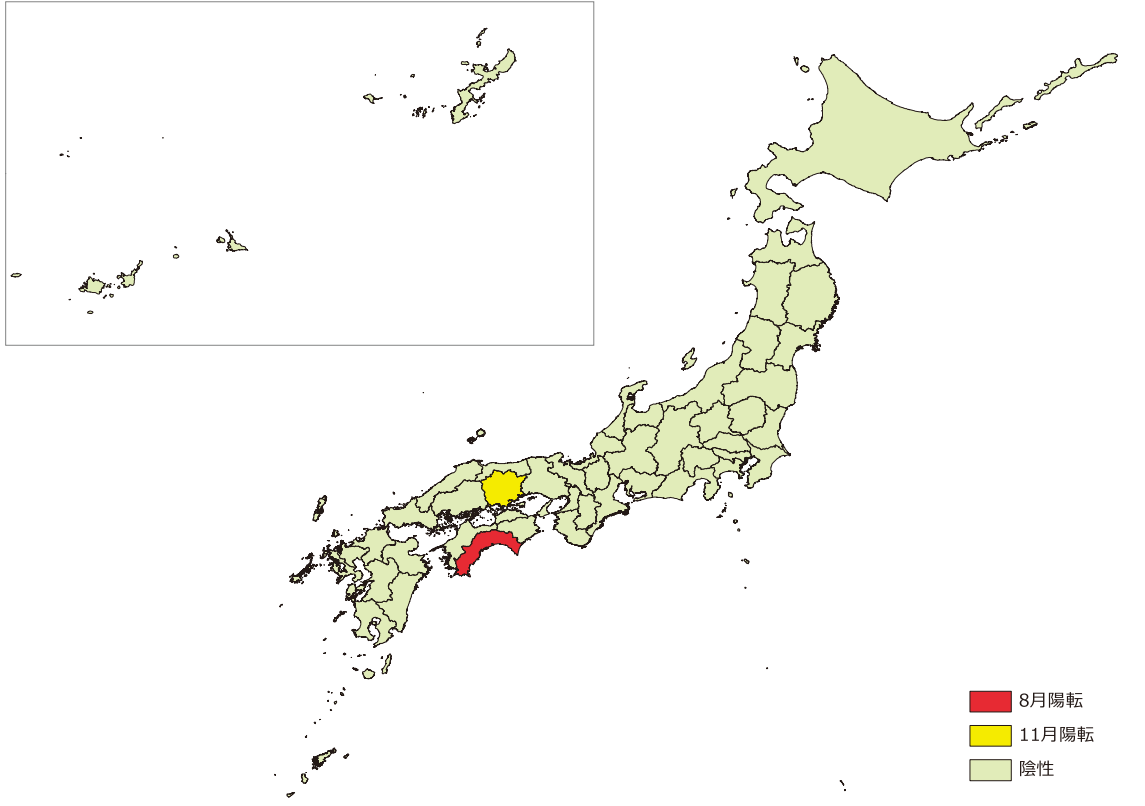
これまでの牛アルボウイルス感染症サーベイランス実績については以下に掲載されています。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/niah/arbo/index.html>

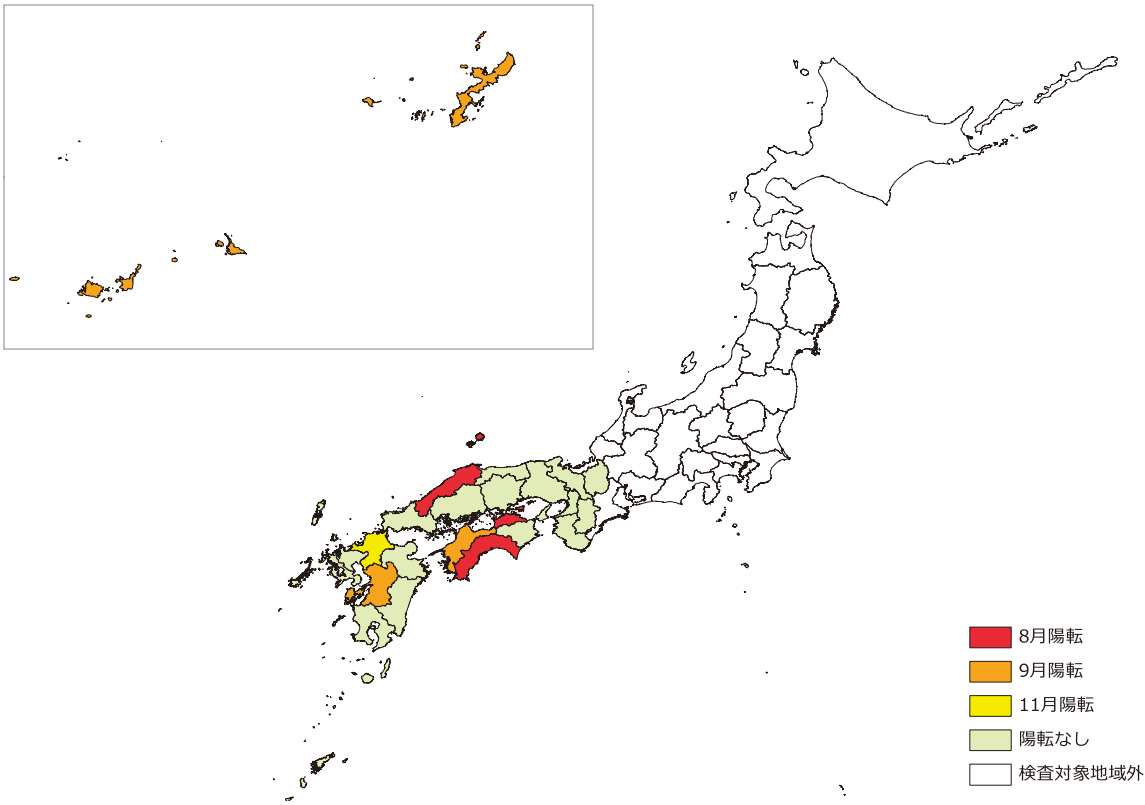
図表2-9-2 遺伝子サーベイランス対象のアルボウイルス

ウイルス群	ウイルス（下線が対象となる届出伝染病のウイルス）
旧シンプ血清群ウイルス	アカバネウイルス、 <u>アイノウイルス</u> 、ピートンウイルス、サシュベリウイルス、シャモンダウイルス
流行性出血病ウイルス群	<u>イバラキウイルス</u> を含む流行性出血病ウイルス
パリアム血清群ウイルス	<u>チュウザンウイルス</u> 、ディアギュラウイルス
ブルータングウイルス群	<u>ブルータングウイルス</u>

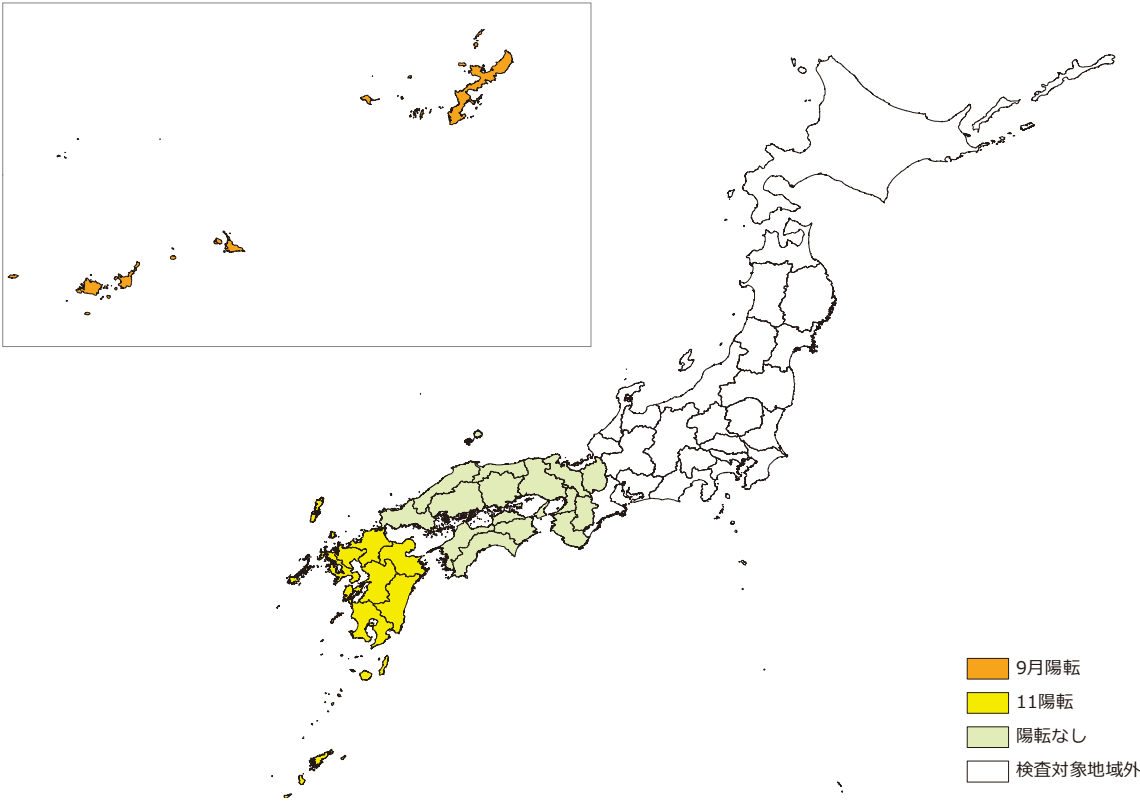
図表2-9-3 2024年度アカバネ病血清サーベイランス結果



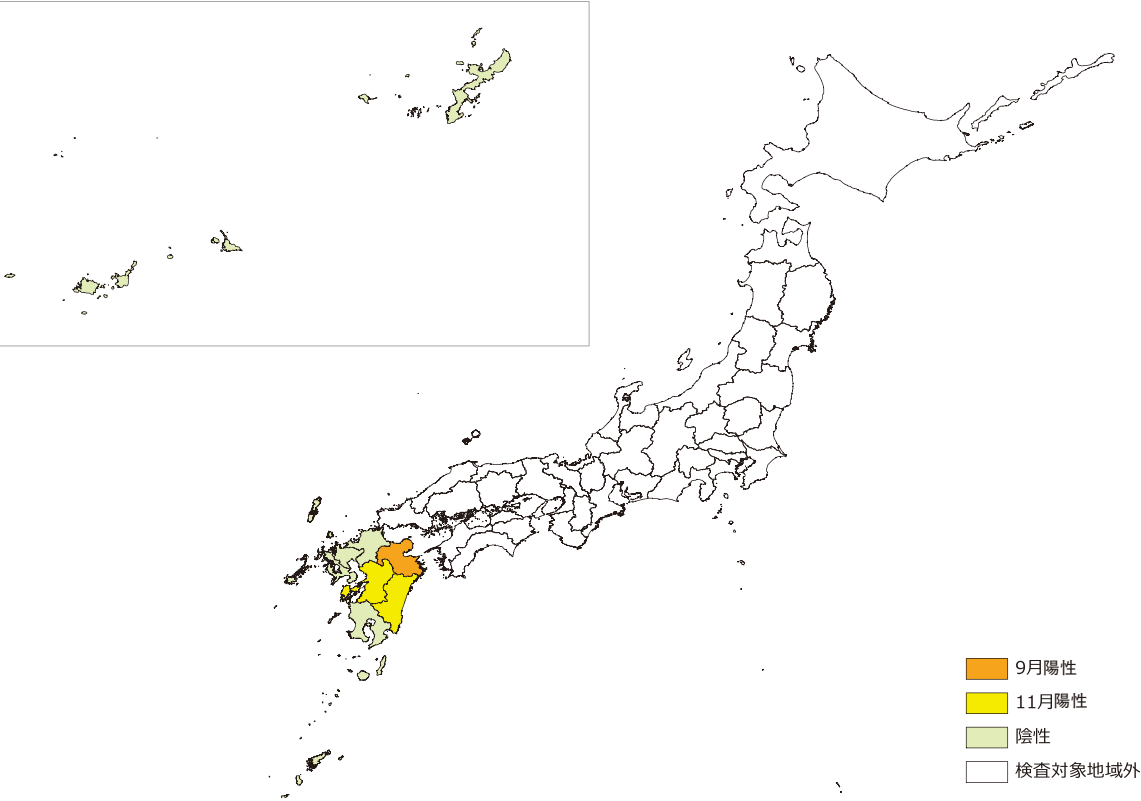
図表2-9-4 2024年度チュウザン病血清サーベイランス結果



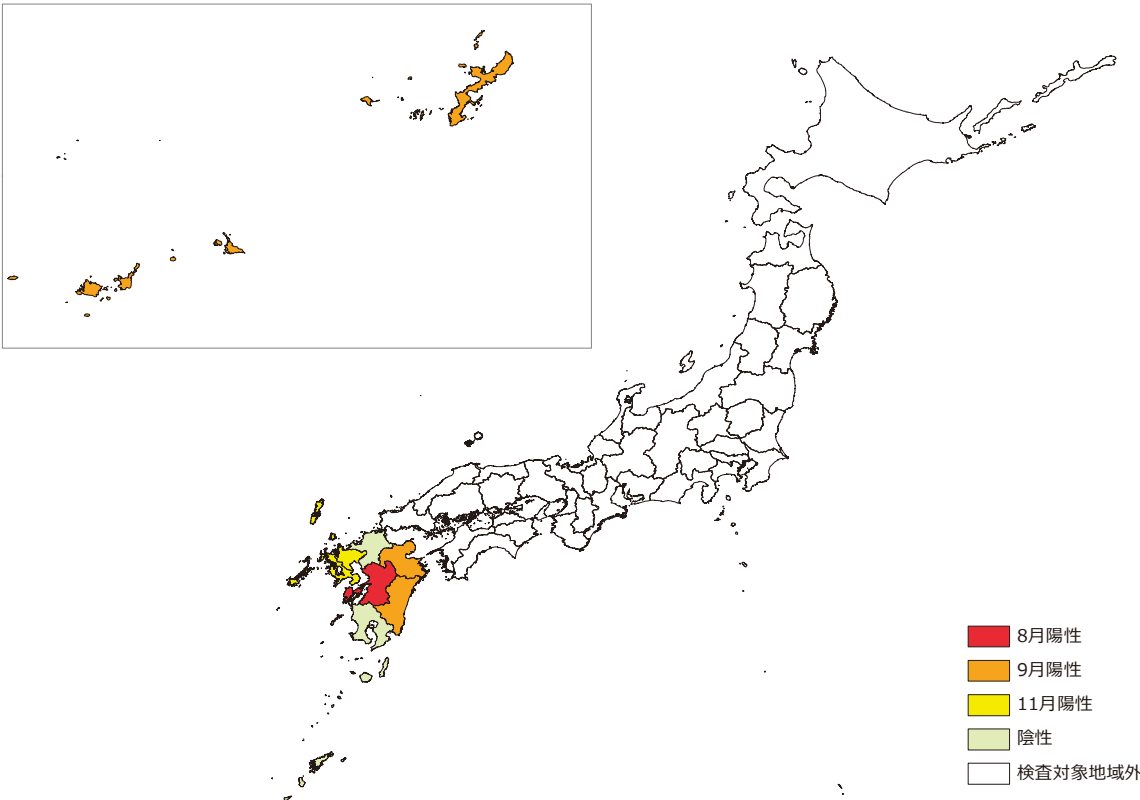
図表2-9-5 2024年度アイノウイルス感染症血清サーベイランス結果



図表2-9-7 2024年度ブルータングウイルス（BTV）遺伝子検査結果



図表2-9-6 2024年度流行性出血病ウイルス（EHDV）遺伝子検査結果

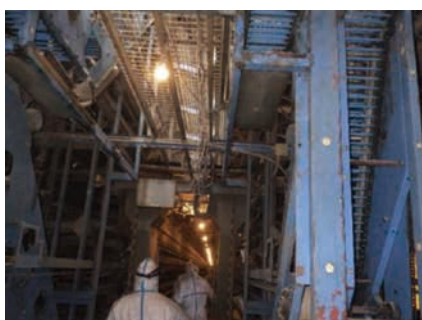


疾病発生時に実施する疫学調査

高病原性 鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫といった特に重要な家畜伝染病については、発生時の対応を円滑に進めるため、国は、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む発生予防やまん延防止措置について定めた「特定家畜伝染病防疫指針」を疾病ごとに作成しています。

これらの疾病の発生が疑われた場合、感染の可能性のある家畜や農場を早期に特定し、殺処分や移動制限等必要な措置を講ずることにより感染拡大を防ぐため、都道府県はこの「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、感染を疑うとの通報があった農場からの家畜、人、物及び車両の出入りに関する情報を収集し、疫学関連家畜の特定等を行うための疫学調査を実施します。さらに、感染が確定した場合は、発生の原因究明のため、農林水産省の職員、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、疫学・ウイルス学・野鳥を含む野生動物の専門家から構成される疫学調査チームが、原則として全ての発生事例を対象に現地調査を行います。現地調査では、家畜や人、車両の出入りの状況やその際の衛生管理の方法（靴交換や車両消毒の実施状況等）、日常的な飼養衛生管理の方法、野生動物の確認状況、農場の周辺環境の状況等について、農場内を見回って確認するとともに飼養管理者から聞き取りを行います。また、発生畜舎の床や長靴、時には農場内で見つかった野鳥の死体等の環境材料から採材を行い、ウイルスの有無を検査します。

疫学調査チームによる調査の結果は、事例ごとに現地調査報告概要として農林水産省のウェブサイトに掲載しているほか、疫学調査チーム検討会において、流行全体の特徴や、現地調査により明らかとなった課題等について整理し、今後の発生予防やまん延防止に向けた提言を検討した上で、その結果を疫学調査報告書として公表しています。例えば、令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザに関する疫学調査報告書では、重点対策期間の設定や家きん農場が集中する地域での発生リスク低減のための地域一体となった対策などが提言として示されました。このように、疾病発生時に実施する疫学調査は、疾病のまん延防止や今後の発生への備えを強化するために重要な役割を果たしています。



農林水産省
鳥インフルエンザに関する情報



農林水産省
国内における豚熱の発生状況について



写真提供：(独) 家畜改良センター茨城牧場

2-10 その他のサーベイランス

野生動物サーベイランス

野生動物は家畜への疾病の侵入ルートの一つとして指摘されており、家畜の間で清浄化が達成されたと考えられる疾病でも、野生動物の間で疾病が維持されている可能性もあることから、家畜の伝染性疾病の野生動物における浸潤状況を把握する必要があります。このため、農林水産省ではいくつかの野生動物種を対象に、重要な家畜伝染性疾病的浸潤状況を確認しています。

(1) 野生シカのヨーネ病

2016年度から2024年度の間に野生シカから収集された1,945検体（糞便）についてヨーネ病検査を実施したところ、PCR 検査により定性陽性（ヨーネ病遺伝子が検出されたがDNA 濃度が低いもの）と判定されたも

のが37検体ありました。また、定量陽性（基準値以上のヨーネ菌DNA が検出されたもの）と判定されたものが10検体、そのうち3検体については糞便培養でも陽性が確認されました（図表2-10-1）。

(2) 野生シカのディアギュラウイルス

ディアギュラウイルスはヌカカにより牛に媒介されるアルボウイルスの一種であり、牛の異常産との関連性が疑われています。2017年度から2024年度の間に野生シカから収集された1,297検体（血清）について、ディアギュラウイルスに対する抗体検査を行ったところ、2検体（群馬県、長崎県の各1検体）で抗体陽性となりました。なお、2検体のうちの1検体（長崎県）は血清学的交差性を有するチュウザンウイルスに対しても同等の中和抗体価を示したことから、こ

の個体がどちらのウイルスの感染していたかは明らかになりませんでした。

(3) 野生シカの鹿慢性消耗病（CWD）

2024年度に採集された80 検体（延髄）についてCWD 検査を実施したところ、全て陰性となりました。

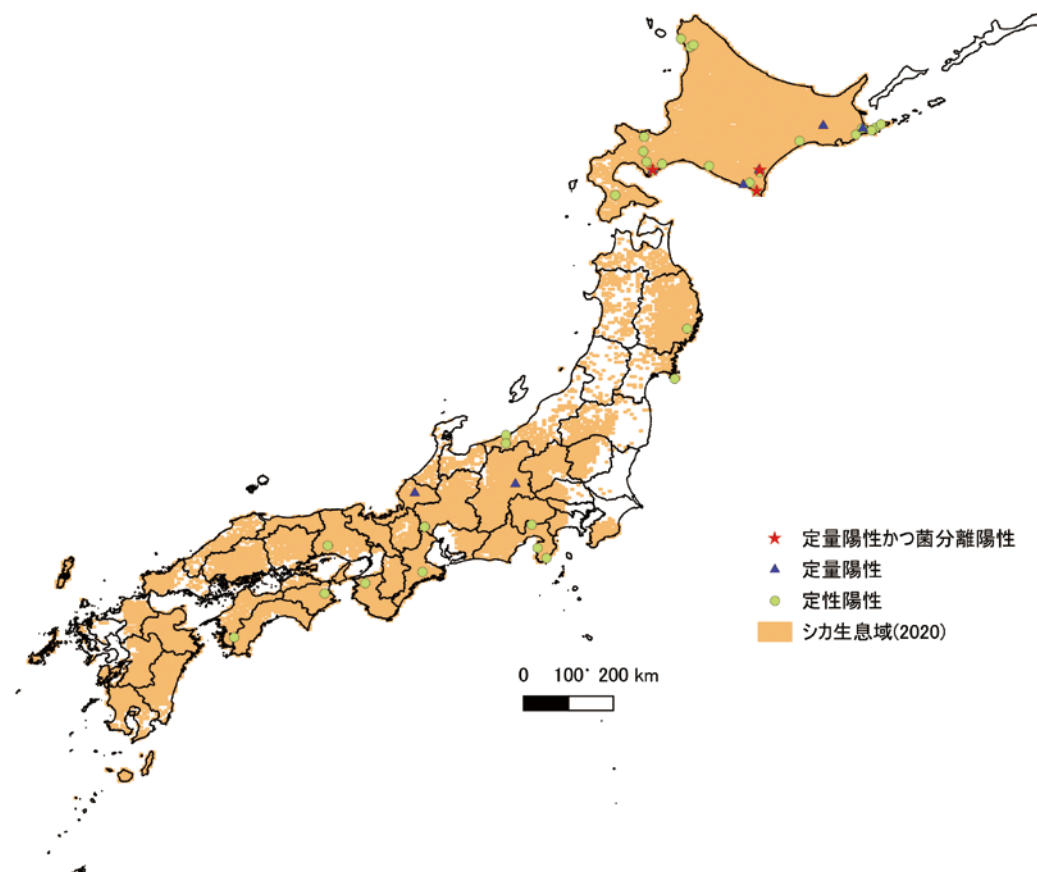
(4) 野生イノシシのオーエスキー病

オーエスキー病は妊娠豚での異常産や哺乳豚での神経症状及び高い死亡率を主徴と

する届出伝染病であり、我が国ではオーエスキー病防疫対策要領に基づいて清浄化を進めてきた結果、飼養豚では2017年を最後に発生が報告されていません。

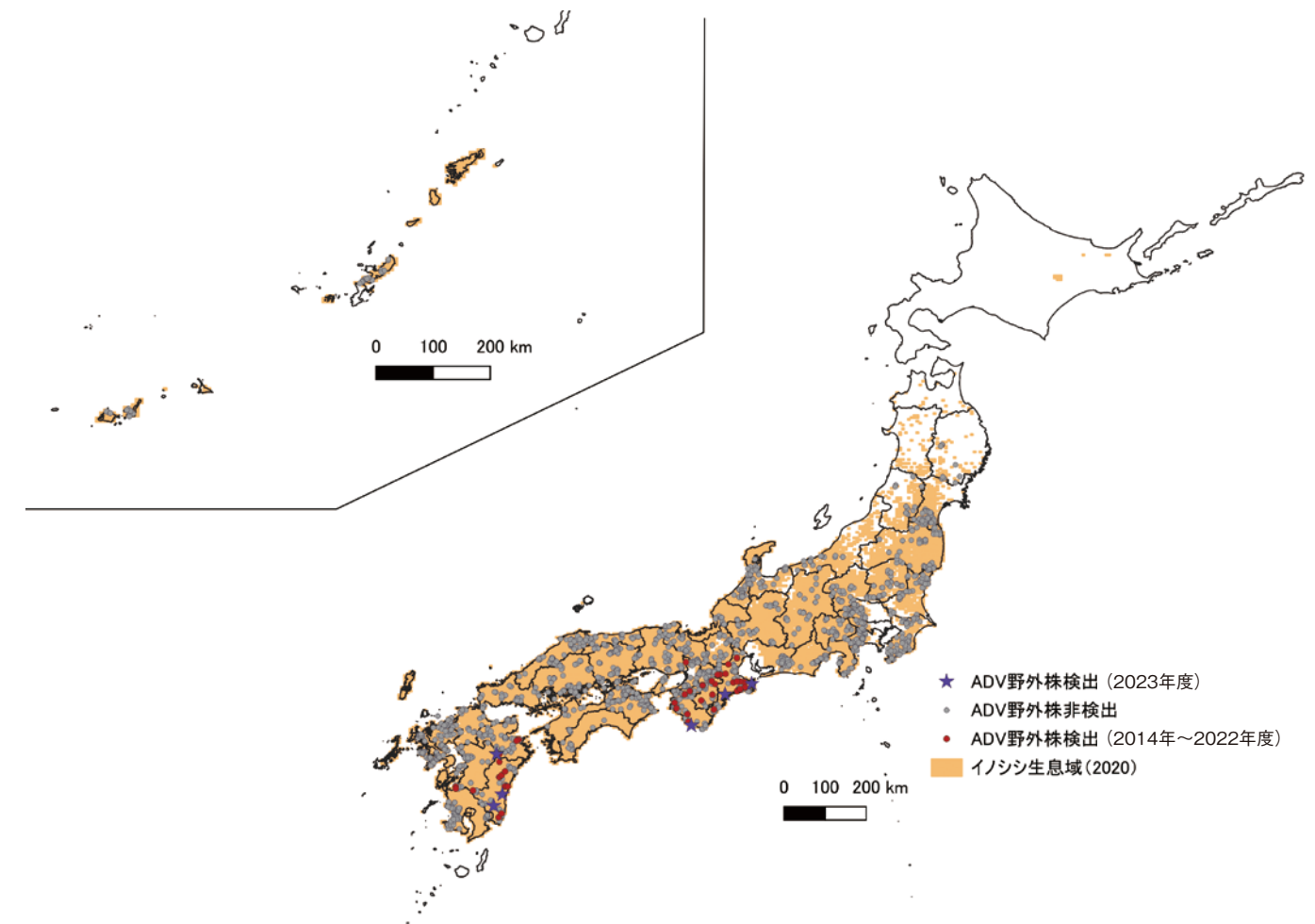
2023年度は、全国32都府県で収集された野生イノシシ検体320検体についてオーエスキー病検査を行ったところ、4 県6 検体（三重県2検体、和歌山県1検体、大分県1検体、宮崎県2 検体）で抗体陽性が確認されました（図表2-10-2）。2024年度も調査を継続しているところです。

図表2-10-1 野生シカのヨーネ病サーベイランス（2016～2024年度実施）結果



（注）シカの生息域は環境省のデータ（<https://www.env.go.jp/press/109239.html>）に基づく。

図表2-10-2 野生イノシシのオーエスキー病サーベイランス（2018～2023年度実施）結果



（注）イノシシの生息域は環境省のデータ（<https://www.env.go.jp/press/109239.html>）に基づく。北海道で分布が確認されているが、北海道によると、これらは飼育下由来のイノブタを捕獲したものであり、北海道では自然状態でのイノシシの生息はこれまで確認されていない。

(5) 野生イノシシの豚丹毒

豚丹毒は、豚丹毒菌による豚とイノシシの届出伝染病で、豚やイノシシ以外に人を含む哺乳類や鳥類にも感染することがある疾病です。国内では、豚において年間800頭以上の発生が報告されています。野生イノシシについて2024年度に27都府県で収集された271検体について豚丹毒抗体検査を行ったところ、27都府県全てで抗体陽性が認められ、約半数のあたる13府県においては80%以上と高い陽性率を示しました。

野生動物サーベイランスについての詳細は以下に掲載されています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/wildlife_surveillance.html



参考資料